

令和7年度愛媛県人権施策推進協議会 議事録

- 1 会議の名称 愛媛県人権施策推進協議会
- 2 開催日時 令和8年2月13日（金曜日）10時00分から11時30分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4階 農林水産・建設委員会室
- 4 出席者 委員9名、事務局36名
- 5 協議事項
 - (1) 令和7年度の人権施策の概要及び事業実施状況について
 - (2) その他意見交換
- 6 協議の内容（全部公開）
別紙のとおり

（別紙）

【開会】

○県民環境部長 開会挨拶

【議題説明】

（1）令和7年度の人権施策の概要及び事業実施状況について

○事務局 資料内容の説明

【議題に係る質疑応答】

○戒田委員

4ページの18番の学校問題解決支援チームの設置について、県の教育委員会にチームを設置するとのことですが、チームに弁護士を含める予定はあるのでしょうか。職員のみでチームを発足しているのでしょうか。職員や学校の先生方も多忙であると伺っており、職員を増員せずに設置した場合、業務負担が大きくなるのではないかと懸念しております。

○高校教育課

学校問題解決支援チームは今年度から設置しております。チームの構成員としては、公立学校の管理職経験者2名と警察官OBを1名、計3名を新たな職員として採用し、今年度から運用を開始しております。

○戒田委員

ありがとうございました。チームのメンバーに弁護士等は含まれないということでしょうか。

○高校教育課

弁護士などの専門家につきましては、事案に応じて、学校問題解決支援チームが相談できる体制を整えております。チーム内に弁護士、医師、臨床心理士等が常駐しているわけではありませんが、事案ごとにチームの判断により、これらの専門家へ相談し、事案の迅速な解決につなげてまいります。

○戒田委員

できるだけそのような関係機関を繋いで、問題を早く解決していただきたいと思っておりますとともに、最近、保護者の方に対する首をかしげるような学校側の不適切な事案も発生しているようですので、どうぞよろしく願いいたします。

○射場副会長

令和7年1月から旧優生保護法に関する補償金制度が始まり、愛媛県のホームページでも告知されていると認識しております。旧優生保護法による被害は大きな人権課題であり、最高裁判所も違憲判決を出しておりますが、この件に関して、具体的にどのような取組を進められているのか、あるいはホームページでの告知以外に検討されていることがあれば、担当課からご説明いただけますでしょうか。

○健康増進課

委員からご質問があった、旧優生保護法に関しましては、詳細を確認してから回答させていただきたいと思っております。

○山本会長

先ほど戒田委員から非常に重要なお質問がありました。問題解決における弁護士の必要性、つまり法的な側面についてです。この点について、射場副会長から補足をお願いできますでしょうか。

○射場副会長

戒田委員がご指摘の点についてですが、学校問題解決支援チームの設置において、誰の視点から、どのように問題を解決していくのかという視点が重要で、学校対保護者、あるいは子ども対教師といった単純な関係に留まらず、問題の背景には多様な関係性が存在すると、弁護士としては強く感じるところです。

例えばこのチームに弁護士が当初から関与して、問題の整理を行い、その上でどの部署にどう関わっていただくのか、時系列の計画を立てて実施し、その計画に基づいた結果について、どのメンバーでどう協議していくのかという、単純に「弁護士が相談を受ける」というよりも、関係が複雑にねじれてしまっているような、様々な思惑や関係性の中で起こっている学校問題について、整理を行いまして、解決まで伴走することが可能になるかと思えます。例えば弁護士に相談するという際に、「これは法律問題だから、弁護士に相談すべきだ」という古い時代の弁護士のイメージとは今はもう異なると、私は感じています。

予防的あるいは問題の初期の早い段階から関わらせていただくことが、今の弁護士の活動の主流になってきているかと思えますので、戒田委員のご発言の意味もそういったことにあるのかと思えます。問題が起こってから裁判を起こしたり損害賠償を提起したりすることは、事後的な権利回復の一助に過ぎず、可能であればできるだけ早く予防の段階から関与することが、今の弁護士のスタンスだと考えておりますので、どうぞご検討ください。

○岡田委員

少し今の戒田委員と射場副会長のお話に関連するのですが、2024年9月、私は学習院大学で開催された学会に参加してまいりました。そこでのシンポジウムで、スクールロイヤーなどに関する、「外部専門家のいる新しい学校の姿」というタイトルのシンポジウムにおいて、実際にスクールロイヤーをされている先生方、あるいは学校の校長先生など、教育現場の方々がどのように弁護士やカウンセラー、ソーシャルワーカーの方と連携していくかというようなディスカッションが行われており、そこで多くの知見を得ました。

愛媛県におきまして、そういった小中学校や高校の公立学校の現場において、スクールロイヤーを設置する、あるいは非常勤的な形で常に連携しているような事例などがあれば、あるいは今後計画などがあれば、ご教示いただければと思います。

○高校教育課

愛媛県教育委員会ではスクールロイヤーを設置しており、小中高校、特別支援学校からの相談に対応しております。また、医師、弁護士、臨床心理士、警察といった専門家で構成する「トラブルサポートチーム」も設置しており、年1回の会議のほか、具体的な事案ごとに、これらの専門家を派遣し対応できる体制を整えております。

○射場副会長

回答いただきましてありがとうございます。学校からの相談を受けるスクールロイヤーというご説明でしたが、本来、弁護士がスクールロイヤー制度に関わるのは、子どものために、どのように学校現場で子どもの人権を擁護していくのかという点がスタートであったはずで、もし今スクールロイヤーが学校からの相談を受けているとすると、スクールロイヤーとしての本来の位置付けと、少しずれてしまうのではないかと意見として感じました。

学校から相談を受けるという手続き的なことは、子どもがスクールロイヤーに直

接電話して相談するのは難しいので、たまたま問題が発覚するきっかけが学校側であったとしても、そのスクールロイヤーが何をやるのかということについて、県の方でも「こういったことをお願いしたい」「こういう役割を担ってほしい」などと明確にした上で協議していただいて、もし学校の立場で相談を受けるとなると、子どもの意見を聞くためのスクールロイヤーのような存在を、別途どのように構築していくのが課題となってくると思います。

学校のスクールロイヤーあるいは保護者という関係性も、先ほど関係性の話がありましたが、弁護士がどの立場で何をしていくのが依頼時に明確でないと、ぼんやりとした活動しかできないのではないかと思います。その点を明確にさせていただく方が、むしろすっきりするのではないかと思います。本来、私たちが考えるスクールロイヤーは、子どもの意見を聞き、子どものために何ができるのかを学校や県に提言するイメージでおりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川上委員

スクールロイヤーに関して質問いたします。先日、有名な高校の野球部の生徒が、女子生徒の法律に触れるような写真データを他の生徒にも回したという事件がありました。

これからこういった問題が増えていくのではないかと個人的には考えておりますが、その際に、やはり被害者の視点に立った相談員が重要であると思っております。もし、チームが特定の立場に偏った構成になっていると、被害者の視点に立った相談が難しくなるのではないかと懸念があります。相談の中に被害者の視点、つまり被害者に寄り添った立場で対応できる方を加えていただくよう、ご考慮いただきたいと思います。

○武田委員

「子どもを真ん中に置く」という考え方からすれば、やはり子どもの意見を聞くためのスクールロイヤーは必要だという、皆さんの意見はその通りだと思います。しかし、学校現場も、抽象的ではありますが「子どものため」という視点を持っています。学校からの相談も、結局は子どもを中心に行われているものです。そこで子どもの意見が十分に聞かれているかという視点は必要ですが、子どもと学校の二つの立場からスクールロイヤーの設置を考慮していただくのはどうでしょうか。学校現場としては、実際に先生たちも悩んでおり、スクールロイヤーはぜひ必要だという声もあります。ですから、これを一つの基準として固定せず、臨機応変に両方の立場から考えていただきたいと思います。

○高校教育課

現在のスクールロイヤーにつきましては、お話にありましたように、学校から相談を受けております。生徒や保護者からの相談については、現在のところ、学校を通して、事案内容に応じて相談を受け付けている状況です。今後の検討の余地はあるかと思っておりますので、課の方で検討していきたいと考えております。

○山本会長

本日は多岐にわたる人権問題が関わっておりますので、真鍋委員、ご意見をいただきたいと思います。

○真鍋委員

皆様よくご存じだと思いますが、精神障がい者の精神医療科以外の医療費助成においてですね、他の県も色々と取組がありまして、この間、四国4県のうち3県、高知県が先行し、医療費助成が2024年にされています。全国で3県、精神科医療に

外での医療費助成がないと思います。医療費助成についてご検討いただけると嬉しいです。全体で精神科医療以外の予算が使われているのか確認したいと思っております。

○人権対策課

ありがとうございます。今後へのご意見として承ります。

○矢川委員

資料についてお尋ねです。49 ページにハラスメントの箇所がございまして、⑤の2に「介護事業所等におけるハラスメント対策支援事業」とあり、個別相談を行っているとのことですが、この個別相談を行うことの周知啓発をどのように行っているのか。令和4年度から実施されているので、その点についてお伺いします。

○長寿介護課

ハラスメントの相談窓口については、公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部に委託して行っております。「無料個別相談会のご案内」という形で、専門家の派遣を約10ヶ所程度、対応する専門家としては、社会保険労務士や介護福祉士、精神保健福祉士、ハラスメントに関する専門的知見を有する方を派遣しております。今年度の事業については、令和7年4月から令和8年3月まで順次実施する日程で、チラシ等を配布し周知している状況です。

○矢川委員

確かに介護利用者からの無理な要求というのは、介護事業所も非常に困っています。ただ一方で、介護事業所は、ハラスメントをする利用者を断れないという状況であるとも聞いております。もし断ってしまうと、その利用者がその後、他の介護事業所から新規利用を断られてしまっていて、どこの介護事業所も利用できなくなってしまう可能性があり、ケアマネージャーとしては、支援が必要な方がブラックリストに載ってしまい、支援をしてくれる人がいなくなるという、非常に困難な事例につながってしまいます。

ですから、介護事業所にご協力いただくのは非常に大切でお願いしたいところなのですが、それによってサービスを受ける権利をお持ちであるにもかかわらず、受けられない状況になってしまう利用者が出てくる場合もあります。その方々をどうやって守っていくかということも、一緒に考えていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○川上委員

今のお話を聞いて思ったのですが、県の予算でそういった方、対応が困難な方のスペシャリストを育成する、そういった取組はいかがでしょうか。

○長寿介護課

当課としては、介護に携わる方の資質向上として、様々な研修を行っております。認知症の対応力向上研修をはじめ、多岐にわたる研修を実施しており、全体のレベルを上げる方向性で現在事業を進めております。スペシャリストでなければ対応できない、という状況にしない。現状なかなか難しいところではありますが、ご意見として承り、また何かありましたら検討するようにいたします。

○川上委員

49 ページの一番上、⑤ハラスメントの1、消防職員の相談窓口についてですが、担当課が消防職員で、やはり「身内」の方々ですね。ハラスメントの相談窓口として、この「身内」の方に相談することには抵抗があるという方も多いかと思えますし、相談しにくい場合もあるのではないのでしょうか。全職員が利用できるよう

な、その組織から独立した部署で相談を受ける方が、より相談しやすいのではないかと思います。どうか。

○消防防災安全課

ご質問の内容について、まず基本は、消防庁などの通知に基づいております。それから、各消防本部での消防業務は、市町村の事務という位置付けになっております。組織的には国、県、それから市町が協力していくこととなります。

ハラスメント事案については、ご承知のように全国の消防組織で、撲滅には至っていないという現状がございます。その中で、仮に事案が発生した場合には、各消防本部から県に対して、再発防止対策を含め情報提供があり消防庁へ報告することとしております。

相談先として、国（消防庁）にも、ハラスメントに関する窓口が設置されております。また、県の方にも相談窓口を設置しております。県の相談窓口につきましては、平日の勤務時間内に管理職（消防防災安全課の課長、主幹）が対応できるような体制をとらせていただいております。

○山本会長

特定の職業に従事する者への人権教育として、10 ページ③警察職員の2、「警察相談業務の充実強化」について、これは非常に大事でして、県民からの多様な相談を受けていて、それからストーカー等について、事件も発生している状況で、これは非常に予算の面においても大切なことだと私は思いました。その「人権啓発広報」と「職員への教養」が記載されていますが、これは非常に重要なポイントです。この「教養」とは具体的にどのようなことをされているのか、ご説明いただけますでしょうか。

○警察本部 広報県民課

10 ページの2番、警察相談業務の充実強化の項目における教養についてのご質問について、当課には多種多様な県民の方々からご意見、ご要望、苦情、その他の情報が寄せられます。小さな情報が大きな事件に発展することもありますので、各職員に対して、そういった小さな意見を確実に取り込み、組織に上げるように指導教養を実施しております。指導教養の方法としましては、各所属に出向いて、過去の事例紹介、例えば、小さなご意見から、その後こういった事件に発展したなどの、事例紹介や、全体的な手引きを作成し、小さな意見もすべて組織に上げるように行っております。

○山本会長

私としては、特に人権という視点で、「表現の自由」ということで、相談に来た方が話しやすい環境を作る、そのような意思決定支援などに重点を置いているのかと思って、少し質問させていただきました。

後は、様々な守秘義務の問題など、法的なことを勉強されているのかと思ったのですが、そのようなところではないということなのですね。

○警察本部 広報県民課

守秘義務について警察職員は、全ての職員に守秘義務厳守を課されておりました。厳守しております。また、人権上の問題や課題などに関する教養としては、学校教養なども実施しております。

○射場副会長

今の山本会長のご質問に関連してなのですが、警察の方へ様々な相談が持ち込まれることは認識しているのですが、警察官の方がすべて正解を出して答えるのは非

常に難しいことだと思えます。例えば、「これは弁護士に」「これは司法書士に」「これは県や市町に」というように、適切な相談窓口や連携先を的確にお示しいただくだけでも、県民の方は「あそこに繋がれば対応してくれる」と安心できるかと思えます。連携先の精査、あるいは警察として、どのような形で相談を警察官から外部に適切に繋げるのか、そのあたりのスキームはどのようになっているのでしょうか。

○警察本部 広報県民課

はい、警察の中には各種部門がありますので、まずはその内容について協議し、解決に向けて対応します。警察の方でも、弁護士の協力を得るようなシステムもありますので、警察内部で解決できない事案に関しましては、他の機関、あるいは相談窓口と連携し、解決に向けて検討していく形にはなっております。

○射場副会長

ありがとうございます。弁護士会と県警との連携が行われていることは承知しておりますが、現場では、例えば警察に相談に行ったら「これは弁護士に言ってください、民事だから」と言われて、そのアドバイスで本人が多くくの弁護士に当たった結果、くじけてしまう、ということが実際にあるかと、これを想定しての質問でしたので、警察内部で解決していただくのはもちろんのこと、警察内部で対応することが適切かどうかという判断も、もしかするとこの「教養」の中に入っているのではないかと考えております。つまり、自分で解決できる範囲で解決するだけでなく、より適切な組織や相談先を選択することを、警察職員が考えていただけるようになると、せっかく警察に相談に行った方が、そこで相談が途切れないか、という意見としてお伝えしました。

続けて、子育て支援課にお聞きいたします。資料の22ページで、昨年からはまった「妊産婦等生活援助事業」の現状と事業運営についてです。すでに報道でご存じのように、予期せぬ妊娠、出産で生まれた子どもが犠牲になるような事件があり、そういったことをきっかけとして、この予期せぬ妊娠に対するケアや支援が、人権の観点から盛り込まれているものと思えます。

これまでにどれくらい利用されているのでしょうか。もし利用が少ない場合、予期せぬ妊娠等による困難を抱える方々が、どのようにこの事業に繋がるのか、そのあたりのスキームのイメージを教えてくださいませんか。実績とより具体的に繋がってもらうための施策として、どのようなことをされているのか、お聞かせください。

○子育て支援課

先ほどの質問についてお答えいたします。「妊産婦等生活援助事業所」は、令和6年6月から開設しております。これまで2世帯が入所しており、今は2世帯とも退去されている状況です。

入所の機会にどのように繋がっていくかということですが、当事業所の中に電話相談窓口を設けております。まずは電話相談や、各市町の福祉事務所等からの相談を受け付け、最終的な入所決定は市町の福祉事務所になりますが、そういった形で繋がっている状況でございます。

ただ、電話相談等はハードルが高い、あるいはすぐに入所を申し込むのは躊躇される方もいらっしゃるといった懸念もあります。そのため、今年度9月から、相談窓口の拡大として、妊娠葛藤相談窓口「にんしん SOS えひめ」という形で、電話相談と別に愛媛助産師会に委託をし、相談窓口の拡大に努めているところでございま

す。

○射場副会長

ありがとうございます。そうすると、2世帯が退所されたので、今は空いているということですね。せつかくこのように場所があるというのは大変素晴らしいことですし、それは本当に県にしかできない大きな事業だと思います。それが活用されていないのは大変もったいないかと思しますので、妊産婦等生活援助事業を先駆的に始めた福岡県の例を、私も何度かそちらの現場に行かせていただいているのですが、福岡では、もう電話で待っているということが全くなく、自分たちから積極的に前に出て、支援が必要な方に情報が届くように、あらゆる方法で積極的に働きかけ、繋がりを求めているのが事業者側の姿勢です。

大変な事件を未然に防ぐこと、あるいは妊娠したお子さんを諦めてしまうような事案に立ち会うこともある弁護士の立場からすると、そのような状況になる前に何とか支援を受けられないか、というのは皆が思うことだと思います。ですから、もし困っている方がいらっしゃったら、例えばここに相談すれば良いと、適切に繋がることができればと思います。

○矢川委員

27 ページについて、「高齢者の尊厳を尊重した暮らしの実現」という項目についてですが、4 番目に高齢者虐待に対する適切な警察の対応について記載されていますが、提案したいのは、やはり高齢者虐待が発生する前に防止することがとても大切だということです。今後は高齢者虐待を防止するために何ができるかという点についても、期待を込めてお願いさせていただきます。

この 27 ページには、警察本部による適切な対応の推進という項目がありますが、お願いしたい点が 1 点あります。例えば松山市だと、市内の 3 つの署が関係していて、それぞれの署で対応に少しずれがあるように感じています。警察の方々が臨場した後、その事案を市町の担当課へ通報しているか、必ず確認をしていただきたいということです。行政の方に通報いただければ、行政から勝手にその高齢者のところに連絡が取りにくいという状況ですので、一言お伝えいただきたいと思ます。

そして、正式な通報書が届くのが 1 週間から 10 日後になっており、タイムラグがあるため、通報書が届いてから行政の対応をすとなりますと、ずれが生じてしまいます。できましたら、早急に関係機関、市町への通報をスムーズにしていだけると、こちらの対応も早く動けると思ます。65 歳以上の方が絡んでいる場合、やはり市町が対応することになりますが、内容によっては見分けるのがとても難しいと思ます。単なる DV なのか、親子喧嘩なのか、夫婦喧嘩なのか、これが本当に虐待なのかというところで悩まれることもあるかと思ます。虐待の判断をするのは市町になりますので、警察からの通報はありがたいと考えておりますので、その点も踏まえて、おそらく臨場するのが警察の地域課の方であったり、通報してくるのが生活安全課であったりと思ます。生活安全課の方に尋ねても「自分たちが現場に行っていないから分かりません」という回答がやはり少なからずありますので、そこのところでの署内の連携も合わせてスムーズになるようにしていただけたらありがたいと思ます。

○真鍋委員

学校教育のことで、統合失調症について申し上げたいと思ます。国民の 100 人に 1 人は発症していると言われていています。一番発症例が多いのが思春期である、17

歳から19歳くらいと言われていました。高校の教科書にその記事が掲載されていることもあり、ある高校ではそれを特集して授業で学んだことがあると聞きました。

私たちが施設を作った際に、様々な学校へ要望に伺った時、以前は「うちの学校にはそんな生徒さんはいませんよ」と言われるのが普通でした。しかし、実は違って、発症は本当に高校生が多いのです。ぜひ、統合失調症に関する啓発は、学校現場でもっと強調していただきたいです。早期発見・早期治療が重要なので、早く発見して医療に結びつけてほしいです。最近はとても良い薬が出ていますので、入院しなくても、健常者と同じように通勤通学しながら治療していける状況になっています。早く気付くことが重要です。

ぜひ高校教育の中で、精神衛生面に関する特別講座などを取り上げていただけたらと思います。私どもの施設と隣接する高校があるのですが、一緒にご飯を作って、生徒と交流する事業も行っています。早く発見することの重要性について、ぜひご理解いただきたいです。一生をかけて対処していく病気なので、できるだけ早く対処することが大切ですので。

○保健体育課

現在、当課で現状の把握にまず努めさせていただくということも踏まえまして、状況に応じて、子どもたちのために必要な支援が行えるよう、周知も含めて検討させていただきます。

○岡田委員

大学の教員の立場から質問させていただきます。19ページ上から3つ目「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業」についてお伺いします。これは高額の予算がついていると認識しておりますが、私の勤務する愛媛大学法文学部では、約半分が愛媛県出身の学生で、男女比で言うと6割5分くらいが女性です。就職支援も行っておりますが、「女性が働きやすい職場であるかどうか」という点をよく企業側に尋ねるところでもあります。

この事業による「ひめボス」認証マークを名刺に入れている事業所さんもあります。この事業が始まって3年が経過していると思いますが、効果や実効性はどのような感じなのでしょう。というのも、当学の学生の愛媛県内での就職率は年々下がっている状況で、今年度の数字はまだ発表されておりましたが、おそらく学部内では3割少々まで下がっている状況です。県内の事業所の活性化、それから女性や子育て支援というところの実効性について、現在の状況を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○少子化対策・男女参画課

ご質問いただいた事業の実効性、効果についてお答えいたします。ひめボス宣言事業所としての認証には、基本認証と、その上位であるスーパープレミアム認証がございます。基本認証は、企業経営者の宣言とハラスメント防止対策、特定事業主行動計画や一般事業主行動計画の策定を要件としており、令和8年1月末時点で904社の県内事業所が認証を取得しております。上位認証でありますスーパープレミアム認証につきましては、男性の育児休業取得率100%や、女性従業員の割合、平均勤続年数など、より高い実績を求められるものですが、現在県内企業のうち33社が取得しております。

3年が経過し、認証取得については、県民運動として広がりを見せていると考えておりますが、より重要なのは、認証を取得した後、働きやすく、働きがいのある職場づくりに企業が主体的かつ積極的に取り組んでいくことであると考えておりま

す。そのため、認証企業向けに、社内改革や働き方改革など、仕事と家庭の両立支援に向けた取組を促進するための各種セミナーを実施したり、コンサルティング会社と連携し、働き方改革に取組むリーダーを養成する事業も行っております。

次に、学生の県内就職率を上げるための取組についてですが、若い方が就職先を選ぶ際に「都会への憧れ」が大きな理由であることは承知しておりますが、一部には「県内企業を知らなかった」という声もごぞいます。そのような声を受け、当課では、ひめボス企業の取組を学生に知ってもらふ事業として、特設サイト：ひめボスNAV Iや、若い方がよく利用するインスタグラム等で、認証企業で働く従業員にスポットを当てたインタビュー動画を配信したり、大学の学祭にブースを出展し、認証企業のPRを行うなど、学生の方に県内企業の取組を知っていただくための事業を実施しております。

○岡田委員

ありがとうございました。そういった女性活躍推進に取り組む企業もある一方で、まだ「うちは男性しか採用しません」という企業さんもいくつかあり、なかなか温度差があるところだと感じております。今後ともよろしく願いいたします。

○米田委員

愛媛県人権教育協議会で、先日、四国大会を行いまして、開会式の来賓席に女性がいけないというご指摘を頂きました。たしかに女性の来賓が最近減ってきている傾向が若干見られるかと思えます。男女共同参画という観点から見たときに、私たちがこの点で何をすべきなのか、男女共同参画の立場でお考えになって努力されていること、もしくは、我々の立場ですべきことがあって、お叱りを受けたので反省しているのですが、その点について少しご教示いただけたらありがたいなと思っております。

○少子化対策・男女参画課

来賓の方というと、所属の長や団体の幹部といった方々に来ていただくことが多いと思いますが、所属の長や幹部職員にはいまだ男性が多いという状況であるため、そういった状況になることがあると認識しています。県としましては、第三次男女共同参画計画において、意思決定の場において男性、女性両方の意見を反映できるよう意識啓発を図るとともに、女性リーダーの養成にも力を入れております。また、県庁内においては全庁的に審議会等の委員の選任時に女性委員の登用率を増加させる取組を進めております。

団体の委員の皆様にしていただきたいこととしましては、やはりメンバーを選ぶ際に、男性ばかりになっていないか、女性の視点も必要ではないかという視点で、あらゆる場面でジェンダー平等という視点を持っていただくことを、関係機関の方々や、同じ委員の皆様の中で広めていただけると、大変ありがたいと思っております。

○山本会長

ありがとうございました。それでは大体、ご意見が出尽くしたようですので、質疑はすべて終了いたしたいと思えます。

皆さま、長時間に渡り協議していただき、また様々なご意見をくださったことにお礼を申し上げます。それでは質疑はこれで終了とし、事務局に引き継ぎます。

【閉会】

○県民生活局長 閉会挨拶